

障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しについて

平成 2 7 年 6 月 1 5 日
全国市長会 社会文教委員長
高松市長 大西 秀人

1 障害者等の移動の支援について

- 通勤・通学等にかかる移動支援の各自治体の取組みの格差解消のため、個別給付による移動支援での対応。

2 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

- 自治体間で障害福祉サービスの支給量等に格差が生じないような公平性の確保。

3 高齢の障害者に対する支援の在り方について

- 障害福祉サービスと介護保険サービスが適切に提供されるための、両制度を橋渡しする仕組みの構築。
- 障害福祉サービスを利用していた障害者が介護保険制度に移行した場合、過大な自己負担が生じないよう制度の見直し。

4 その他の障害福祉サービスの在り方等について

- 障害者の生活が保障された安定的な制度とするため、関係者や
都市自治体の意見の十分な反映。
- 制度改正に当たって、情報提供等への十分な配慮、システム
改修費等の諸費用に対する十分な財政措置。
- 都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえた
十分な財政措置、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや
相談支援体制の充実・見直し。
- 事業者の参入促進、安定的な事業運営及びサービス提供を可能
とするための、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含む必要
な措置。